

自殺対策連絡協議会「啓発・予防部会」の経過

| | 開催日 | 内 容 | 意 見 等 | 事業への反映状況 | |
|-----|------------|---|--|----------|--|
| 第1回 | 平成21年3月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ◆部会の設置要領について ◆部会長の選任について ◆議事 (1)報告「各相談現場での取組について」 ○医師会 ○精神科診療所協会 ○弁護士会 ○司法書士会 (2)協議・検討「連携・協力体制の構築・強化について」 | <p>○ハイリスクの人へのアプローチが必要。それぞれの相談現場でメンタルヘルスについての知識を持ってもらい、それぞれの相談先でハイリスクの人を見つける能力を高め、ハイリスクの人を見つけたら、相談機関のネットワークを機能させてつないでいく。</p> <p>○今まで自殺対策はうつ病対策として実施しているが、自殺に至るまでの様々な生活問題への対策も重要。相談機関が自殺対策のこととして意識して実施することが大事で、本来、やるべきことをすれば、それが自殺対策になる。</p> | 反映 | 平成21年度～「自殺予防相談従事者養成研修」 平成22年度～「自殺対策推進人材養成研修」 |
| | | | <p>○相互に顔の見えるネットワークをつくるのが大事で、地域単位、市町村単位でつくるのができればよい。</p> | 反映 | 平成25年度～「ネットワーク推進会議」(自殺予防相談支援強化事業) |
| | | | <p>○うつ病などのメンタルヘルスに取り組む機関と、多重債務に関する相談機関や身体的な病気の治療を行う医療機関等との連携が必要である。</p> | 反映 | 平成22年度 多重債務・こころの健康合同相談会 平成23年度～多重債務相談機能強化事業 平成24年度～メンタルヘルス専門相談事業 |
| | | | <p>○行政機関と民間団体が相互に機能分担してネットワークをつくっていく必要がある。</p> | 一部反映 | 平成25年度～自殺予防電話相談に関する民間団体との調整(調整中) |

自殺対策連絡協議会「啓発・予防部会」の経過

| | 開催日 | 内 容 | 意 見 等 | 事業への反映状況 | |
|-----|------------|---|---|----------|--|
| 第2回 | 平成21年6月11日 | ◆議事 (1)情報提供 ○大阪府の自殺の概要について ○「地域自殺対策緊急強化基金(仮称)」について (2)協議・検討 ○啓発・予防について | ○普及啓発活動は、府民全体を対象とするものとハイリスクな人への対応に分けて考える。ハイリスクな人への対応は、直接対応(パンフレット・リーフレットの配布)と、間接対応(対応者はゲートキーパー)になる。 | 反映 | 大切な人をなくされた方へ～自死遺族相談のご案内 平成23年3月 自殺未遂者情報提供リーフレット「死にたいと思うほど悩んでいるあなたへ その思い話してみませんか」作成(自殺未遂者実態調査事業) |
| | | | ○関係機関のネットワークを機能させるためには、コーディネート機能が必要である。 | 一部反映 | 平成25年度～自殺予防相談支援強化事業(ネットワーク推進会議) |
| | | | ○府民に色々な相談機関を周知することとあわせて、相談のしやすさも大事である。 ○包括的に相談できる部署が必要である。 | 一部反映 | 平成25年度～自殺予防相談支援強化事業(保健所における電話相談) |
| | | | ○関係機関向けには、相談者のニーズに合ったところを紹介するため、相談機関の機能や役割について、少し詳しく紹介した冊子があればと思う。 | 反映 | 平成21年度～自殺総合対策相談対応手引き集(こころの健康問題への対応編・経済生活問題への対応編・高齢者への対応編)発行 |
| | | | ○大都市においてはメディアの活用が重要で、活用する場合は、府単独ではなく、全国でやるべきである。 | 反映 | 平成22年度～平成24年度 近畿6府県4政令指定都市共同キャンペーン(TVCM・新聞・ラジオ・ポスター) |
| | | | ○中小零細企業への対応が必要で、職場の人事担当者などを対象に研修することが大事である。 | 反映 | 平成22年度～職場のメンタルヘルス推進人材養成事業 |

自殺対策連絡協議会「啓発・予防部会」の経過

| | 開催日 | 内 容 | 意 見 等 | 事業への反映状況 | |
|-----|------------|--|--|----------|--|
| 第3回 | 平成23年9月16日 | <p>◆議事</p> <p>(1)報告・情報提供</p> <p>○大阪府の自殺の概要について</p> <p>○大阪府の自殺対策の取り組みについて</p> <p>(2)協議・検討</p> <p>○啓発・予防活動について</p> | <p>○一番自殺が多い人のプロフィールは、60代のひとり暮らしの男性で、年金・雇用保険等生活者ということになるか。</p> <p>失業や退職の経験、生きがいの喪失、横とのつながりのなさなどが原因か。</p> | — | |
| | | | <p>○自殺予防は二段階(ゴールキーパーとディフェンス)で考える必要があり、ゴールキーパーが精神科医で、ディフェンスをどうしていくかが課題。</p> <p>○ゲートキーパーの養成が重要で、ゲートとなりうる、ハローワークの職員、弁護士、司法書士、生活保護や男女共同参画の担当者、民生委員などへの研修を行う。</p> | 一部反映 | <p>平成22年度～自殺対策民間団体支援事業における自殺対策研修の取り組み</p> <p>平成22年度～自殺対策推進人材養成研修</p> <p>平成24年度 薬局の薬剤師研修事業</p> |
| | | | <p>○一次予防、二次予防、三次予防に分けて考える必要がある。</p> <p>・一次予防としては、コミュニケーションと役割意識の重要性、情報の伝達が重要。</p> <p>例えば、ハローワークでの相談時や、退職時にリーフレットを配布するなど、情報伝達の方法をシステム化できないか。</p> | 一部反映 | <p>ハローワーク窓口において、相談機関一覧入りリーフレットを設置・配布(9月自殺予防週間・3月自殺対策強化月間啓発用リーフレット)</p> |
| | | | <p>・二次予防、三次予防としては、救急や消防と連携している堺市をモデルとするなど。</p> | 反映 | <p>平成24年度～自殺未遂者連携支援事業(救命救急センターにおける地域連携支援の取り組み)</p> <p>平成24年度～自殺未遂者相談支援事業(警察との連携による保健所における自殺未遂者支援の取り組み)</p> |
| | | | <p>○電話相談によって危機一髪でいのちが助かることもあるので、電話相談を充実させるということが重要である。</p> | 反映 | <p>平成23年度～自殺予防集中電話相談事業</p> <p>平成25年度～自殺予防相談支援強化事業(保健所における電話相談)</p> |

ワーキンググループ「啓発・予防」の経過

| | 開催日 | 内 容 | 意 見 等 | 事業への反映状況 |
|-----|------------|--|---|---|
| 第1回 | 平成19年12月7日 | ◆ワーキンググループの設置要領について ◆ワーキンググループの進め方について ◆情報提供 ○大阪府の自殺者の状況(平成18年) ○大阪府における自殺対策の取り組み報告 ◆検討 ○啓発・予防の取組みについて | 1. 啓発活動 講演会などは誰向けのものかをはっきりさせる。 1) 一般府民向けの啓発活動 ・自殺問題を身近に感じていない府民に自殺が身近な問題であることを知ってもらう。 ・「ストレス」、「うつ」といった府民にわかりやすいテーマで、自殺予防の啓発について考える。 ・著名人の協力を得るのも一つの方法。 ・マスコミの協力を得る。 | 一部反映 平成22年度～平成24年度 近畿6府県4政令指定都市共同キャンペーン(TVCM・新聞・ラジオ・ポスター) 平成22年度～自殺対策民間団体支援事業における自殺対策研修の取り組み |
| | | | 2) ゲートキーパー向け研修 ・ハイリスクな人たちと関わる関係者への研修会の開催。 | 反映 平成21年度～「自殺予防相談従事者養成研修」 平成22年度～「自殺対策推進人材養成研修」 |
| | | | 3) マスコミへの啓発と協力関係 ・報道関係者から自殺予防についての理解と協力を得る。 ・マスコミに一般府民向けの啓発になる記事、番組の制作を依頼する。 | 一部反映 平成22年度～平成24年度 近畿6府県4政令指定都市共同キャンペーンにおけるラジオ番組制作 |
| | | | 2. 相談窓口の充実と府民への周知 それぞれの問題、状況に合わせた相談窓口を充実させる。 1) 相談窓口の一般府民への周知 ・「相談窓口一覧」を一般府民へ配布する有効な方法の検討。 2) 「いのちの電話」等へのサポート ・窓口担当者確保のための支援方法の検討。 | 反映 府政だよりや各市町村の広報誌への掲載(「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」) 相談機関一覧つきリーフレットの配布 平成25年度～自殺予防電話相談に関する民間団体との調整(調整中) |

ワーキンググループ「啓発・予防」の経過

| | 開催日 | 内容 | 意見等 | 事業への反映状況 | |
|--|-----|----|---|----------|---------------------------|
| | | | 3. 学校、職場へのアプローチ 1)「学校」に対して <ul style="list-style-type: none"> ・啓発・予防のあり方を協議会から提言する。 ・うつ病予防など、教師のメンタルヘルス対策も必要。 | 一部反映 | 平成24年度～教職員のメンタルヘルス対策体制の整備 |
| | | | 2)「職場」に対して <ul style="list-style-type: none"> ・特に、中小零細企業でのメンタルヘルス対策が必要。 ・その一つとして、産業保健センターの協力を得て、検診時にメンタル面での検査を入れる方法を考える。 ・特定健診にメンタルヘルスについての検査を入れることはできないか。 | 一部反映 | 平成22年度～職場のメンタルヘルス推進人材養成事業 |